

「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組方針について

鶴岡市農業協同組合

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために以下のとおり取り組みます。

1. お客様から融資等資金調達の要請を受けた場合には、当組合では、「ガイドライン」の要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、お客様の意向も踏まえた上で検討します。
2. お客様との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. お客様から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れがあった場合は、「ガイドライン」に即して、改めて保証の必要性の検討を行うとともに、その結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
4. 事業継承時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 経営者保証における保証債務を履行せざるを得ない状況の場合には、「ガイドライン」に基づき、誠実に対応いたします。

【「経営者保証に関するガイドライン」の要件】

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。